

# 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会との協議日程表

日時：平成30年12月18日（火）13時00分～15時00分 場所：中央区役所703・704会議室

項目数

	項目	回答局	回答P
<障害者 総合支援法> 41	「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」の啓発を強化してください。	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	74
<障害者 総合支援法> 42	「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」や「障害者総合支援法の地域生活支援事業」の趣旨を踏まえ、手話通訳者派遣事業、ろうあ者生活相談事業の予算を拡充してください。また、中途失明者訪問指導事業、点字図書館等については、専門性や継続性を担保できるよう十分な委託料を確保してください。	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	75
<障害者 総合支援法> 43	手話や筆談による対応が可能であることを示すために、一般財団法人全日本ろうあ連盟が策定した「手話マーク」や「筆談マーク」の普及を図ってください。	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	76
<障害者 総合支援法> 44	大阪府が実施している全ての出前講座に手話通訳者を用意してください。特に開講においては手話通訳者も事前申込制（希望制）ではなく、「いつでもどこでもだれでも」参加できる環境を整備してください。また、講師の派遣とともに手話通訳者もセットで派遣できる体制を整備してください。	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	77
<障害者 総合支援法> 45	大阪市単位で、乳幼児期における手話獲得支援事業を展開してください。なお、大阪府の「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」に沿って2017年4月から乳幼児期手話獲得支援事業を展開していますが、日本財団の期間限定の資金が原資となっていることから、この事業が安定して運営できるよう大阪府として必要な措置を講じてください。	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	78
<障害者 総合支援法> 46	「聴覚障害者等のための研修、文化、体育およびレクリエーション活動等（大阪市手話通訳者派遣事業実施要綱の第6条（ハ）の派遣範囲）」はもちろんですが、余暇活動（趣味など）の講座や、就労面を含む資格取得のための研修など、すべての分野で手話通訳者の派遣など情報保障を講座や研修の開催団体や雇用者（企業）に対して義務づけてください。	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	79
<障害者 総合支援法> 47	大阪府役所及び各区役所に手話通訳者を正規職員として設置してください。40年以上も設置できないままで、全国の政令指定都市より非常に遅れています。また、設置されるまでの間は、暫定措置として対面通訳の必要性を鑑みて手話通訳者派遣事業の委託先職員の巡回等による予算の確保も含めて対応を図ってください。	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	80
<障害者 総合支援法> 48	大阪府に身体障害者福祉法第34条に基づく聴覚障害者情報提供施設を設置し、映像ライブラリーや視覚的情報の発信のほか、手話通訳者養成事業などを拡充できるための拠点（施設）を確保してください。	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	81
<障害者 総合支援法> 49	各区役所や公共施設に対して、障害者権利条約第2条は「手話は言語である」ということを周知徹底してください。	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	82
<障害者 総合支援法> 50	「大阪市手話に関する施策の推進方針」のもと、大阪府が手話の普及を目的に手話PR動画を発信していますが、「おはよう」など一部の手話が実際にろう者が表現する手話ではない為、大阪府民に対して間違った手話が広まってしまふ懸念があります。動画を制作・発信するにあたって、必ず、当事者の確認と合意を図るべく当事者団体である大阪府聴覚障害者協会の立ち会いのもと、手話表現方法（手話の位置や形態特徴など）のチェックを受けるようにしてください。	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	83
<障害者 総合支援法> 51	福祉施設や福祉事業への指定管理やプロポーザルなど入札制度の導入をやめてください。手話通訳については、プロポーザル方式ではなく対象者である聴覚障害者と業務従事者が安心できる委託方式としてください。	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	84

<p>&lt;救急・消防・防災&gt;70</p>	<p>避難所及び福祉避難所における情報・コミュニケーション保障を強化し、各区の担当職員を対象とした研修はもちろん、各区でろうあ者が安心して避難生活ができるように、当事者の確認と合意を図るべく当事者団体である大阪市聴覚障害者協会の意見や要望を確認した上で、避難所に聴覚障害者の日常生活用具である「聴覚障害者用情報受信装置(アイ・ドラゴン)」を設置するなどの環境を整備してください。</p>	<p>危機管理室 危機管理課</p>	<p>105</p>
<p>&lt;救急・消防・防災&gt;71</p>	<p>救急搬送に関して、聴覚障害者が手話でコミュニケーションが取れるよう、救急隊員に対する手話の習得機会を設けてください。</p>	<p>消防局 救急部 救急課(救急)</p>	<p>106</p>